

(証券コード：9948)

平成21年5月8日

株 主 各 位

札幌市中央区南十三条西十一丁目2番32号



株式会社 アークス

代表取締役社長

横 山

清

## 第48期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第48期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

また、株主総会終了後、株主懇談会を開催いたしますので、併せてご出席くださいますようご案内申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、平成21年5月25日（月曜日）午後6時までには議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

### 【郵送による議決権の行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

### 【インターネット等による議決権の行使の場合】

パソコンから当社指定の議決権行使ウェブサイト（<http://www.it-soukai.com>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

インターネット等による議決権の行使に際しては48頁の「インターネット等による議決権行使について」をご確認くださいようお願い申しあげます。

敬 具

## 記

1. 日 時 平成21年 5月26日（火曜日）午前10時
2. 場 所 札幌市中央区南十条西三丁目1番1号  
札幌パークホテル 3階パークホール  
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

### 3. 会議の目的事項

- 報告事項**
1. 第48期（平成20年3月1日から平成21年2月28日まで）  
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査  
役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第48期（平成20年3月1日から平成21年2月28日まで）  
計算書類報告の件

### 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役6名選任の件
- 第4号議案 役員賞与支給の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出  
くださいますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生  
じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（[http://www.arcs-  
g.co.jp](http://www.arcs-g.co.jp)）に掲載させていただきます。

(提供書面)

## 事業報告

(平成20年3月1日から  
平成21年2月28日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過および成果

当期におけるわが国経済は、米国発の世界経済危機を背景にした輸出や生産の大幅な減少と株価の暴落に加え、資金繰りの急速な悪化による上場企業の倒産が相次ぐなど、大不況の様相を呈してまいりました。一方、北海道経済につきましては、全国の状況と同様、景気の後退が鮮明となるなか、地元金融機関および百貨店の業績悪化が表面化するなど、先行き不透明感が一段と強まっております。

当社グループの主力事業である小売業界におきましては、消費者の生活防衛意識の高まりを背景に、価格競争が一段と激化し、事業環境は厳しさを増しております。また、全国的な新規出店の凍結や既存店舗の撤退および業種、業態を越えた業務提携など、業界再編の動きも一層鮮明となってまいりました。

このような状況のもと、当社グループは地域に根差したライフライン企業として、お客さまのニーズにお応えすべく、低価格訴求の特別企画である「食卓応援価宣言」の充実に努めてまいりました。平成20年8月には、子会社各社が独自に展開していた会員カードの「アークスRARAカード」「アークスRARA JCBカード」への統一作業を完了させ、お客さまへのポイント還元機能の拡充および利便性の向上を図っております。この間、地球環境保全および地域活性化への貢献の一環として、レジ袋の有料化にも取り組み、その売上代金を「北海道ジジシーみどりところの基金」に寄付いたしました。

店舗展開につきましては、当社グループの主力業態であるスーパーアークスの展開に積極的に取り組んでまいりました。平成20年6月、北広島市の大型ショッピングセンター「インターヴィレッジ大曲」において「スーパーアークス大曲店」（運営会社㈱ラルズ）をオープンしたのに続き、同年7月に「スーパーアークス戸倉店」（同㈱道南ラルズ）を、同年8月に

は「スーパーアークスウエスタン北彩都」（同株ふじ）をオープンいたしました。加えて、「フクハラ中標津店」（同株福原）の新規出店、「びあざフクハラ札内店」（同株福原）の移転オープンも実施いたしました。この間、スーパーアークス大曲店と併設する形で、当社グループ初のホームセンター事業となる「カインズホーム大曲店」（同株エルディ）を出店しております。店舗改装につきましては、「ラルズストア大麻駅前店」「ビッグハウス光洋店」（同株ラルズ）、「ビッグハウスメッセ」（同株道東ラルズ）、「ラルズマート富良野店」（同株道北ラルズ）の4店舗を実施いたしました。一方で不採算店舗の見直しにも着手し、平成21年2月28日をもって「ラルズマート網走店」（同株道東ラルズ）を閉店しております。この結果、当期末現在の当社グループにおける総店舗数は172店舗、うちスーパーアークスは7店舗となりました。

また、グループ経営の一層の機能強化と効率化を図るべく、平成20年3月に株ラルズ（札幌市）と株ホームストア（室蘭市）の合併および株ふじ（旭川市）と株中央スーパー（留萌市）の業務提携を実現したほか、平成20年10月1日には、札幌市中央区にグループ本社を移転いたしました。

以上の結果、当期の連結業績は、売上高2,538億96百万円（前期比5.2%増）、営業利益85億80百万円（前期比5.5%増）、経常利益93億81百万円（前期比5.6%増）、当期純利益49億72百万円（前期比1.3%増）を計上し、増収増益となりました。

事業部門ごとの売上高は、次のとおりであります。

事業部門等	第 47 期 (平成20年2月期)		第 48 期 (平成21年2月期)		前期比
	金額	構成比	金額	構成比	
小売事業	237,823	98.5	250,144	98.5	105.2
観光事業	511	0.2	428	0.2	83.8
その他の事業	3,120	1.3	3,323	1.3	106.5
合計	241,455	100.0	253,896	100.0	105.2

## ② 設備投資等の状況

当期において、実施いたしました設備投資の総額は42億65百万円であり、その主なものは㈱アークスの本社移転、㈱ラルズのスーパーアークス大曲店、㈱福原のフクハラ中標津店、フクハラ札内店、㈱ふじのスーパーアークスウェスタン北彩都、㈱道南ラルズのスーパーアークス戸倉店、㈱エルディのカインズホーム大曲店の店舗建築費用ならびに店舗用地の取得等であります。

## ③ 資金調達の状況

当期において、設備資金に充当するため、借入により総額21億50百万円の資金を調達いたしました。

## (2) 直前3連結会計年度の財産および損益の状況

区 分	第 45 期 (平成18年2月期)	第 46 期 (平成19年2月期)	第 47 期 (平成20年2月期)	第 48 期 (平成21年2月期)
売 上 高(百万円)	222,886	229,776	241,455	253,896
経 常 利 益(百万円)	7,169	8,108	8,882	9,381
当 期 純 利 益(百万円)	4,021	3,964	4,908	4,972
1株当たり当期純利益(円)	101.18	100.53	118.89	120.73
総 資 産(百万円)	92,932	95,654	96,956	99,347
純 資 産(百万円)	50,855	53,430	56,200	59,454
1株当たり純資産額(円)	1,288.65	1,356.55	1,364.27	1,443.59

- (注) 1. 第45期は、平成17年4月20日付をもって、1株を1.1株に株式の分割をおこないました。なお、1株当たり当期純利益は、株式の分割を期首におこなったものとして算出しております。
2. 第46期より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号 平成17年12月9日）および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日）を適用しております。
3. 第47期は、平成19年3月1日付をもって、1株を1.05株に株式の分割をおこないました。

### (3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金 百万円	当社の議決権比率 %	主な事業内容
(株)ラルズ	4,200	100	食料品、衣料品、住関連商品等の販売および不動産の賃貸
(株)福原	2,481	100	食料品、衣料品、住関連商品等の販売、観光ホテル・旅館の経営、旅行代理店業および不動産の賃貸
(株)ふじ	781	100	食料品、衣料品、住関連商品等の販売および不動産の賃貸
(株)道東ラルズ	450	100	食料品、衣料品、住関連商品等の販売および不動産の賃貸
(株)道北ラルズ	350	100	食料品、衣料品、住関連商品等の販売および不動産の賃貸
(株)道南ラルズ	480	100	食料品、衣料品、住関連商品等の販売および不動産の賃貸
(株)イワイ	100	100	酒類等の販売
(株)エルディ	480	100	店舗施設等の清掃、各種設備機器の点検、保守管理、産業廃棄物の収集・運搬業、損害保険代理店業、生命保険代理店業、不動産の賃貸およびホームセンター事業
(株)ライフポート	130	100	医薬品、化粧品および日用雑貨の販売ならびに写真現像、焼付

- (注) 1. 平成20年3月1日付にて、(株)ラルズを存続会社とし(株)ホームストアを消滅会社とする合併しております。
2. (株)エルディは平成20年5月12日付にて、当社を割当先とする株主割当により400百万円増資いたしました。

#### (4) 対処すべき課題

国内経済の不透明感が強まり、生活防衛的な消費傾向が一層強まるなか、小売業各社においては価格・サービスを見直す動きが活発化し、これまで以上に激しい競争が繰り広げられております。

このような事業環境のもと、お客さまの目線に立った事業運営を常に意識し、「地域のライフラインとして価値ある商品・サービスを低価格で提供し、豊かな暮らしに貢献」するという当社グループの基本理念の徹底を通じて、当社をとりまく様々なステークホルダーとの信頼関係を築き、企業価値向上に努めることが当社グループの重要課題であると認識しております。

当社はこれらの課題を遂行していくために、「経営資源の集約による効率化とスケールメリットの追求」、「全体最適を図る組織マネジメント」、「情報システムの活用による生産性の向上」、「人材の開発育成と店舗サービス力の向上」、「コンプライアンスの徹底と内部統制の持続的改善」に取り組み、グループガバナンスの強化を図るとともに、地域の特性に応じた柔軟な事業展開とグループメリットを最大限いかした魅力ある店づくりに努めてまいります。

当社は、同じ志をもって事業展開を進めている地域企業同士の結束を図り、企業と企業を結ぶ架け橋としての役割を担うため、傘下企業が対等な立場で横につらなることで、それぞれの企業とお客さまの距離を短く保ちながらグループ全体の経営資源の特大化と成長をめざす「八ヶ岳連峰経営」をグループ運営の基本としております。

株主の皆様におかれましては、より一層のご支援とご理解を賜りますようお願い申しあげます。

(5) 主要な事業の内容（平成21年2月28日現在）

	事業内容等	主要商品・サービス等
当社	純粋持株会社	国内外の会社の株式または持分を取得、所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理しております。
子会社	小売事業	食料品、衣料品、家庭雑貨、住関連商品、酒、インテリア用品、家電製品、工具類、園芸用品、医薬品、写真機、写真材料等の小売販売、写真の現像、焼付等をおこなっており、北海道内に店舗展開しております。
	観光事業	観光ホテルの経営、旅行業をおこなっております。
	ビルメンテナンス事業	店舗施設等の清掃、設備機器の点検・保守ならびに管理等をおこなっております。
	不動産賃貸事業	店舗内およびショッピングセンター敷地内の一部を賃貸しております。
	損害保険・生命保険代理店業	店舗施設等の損害保険に係る業務および生命保険募集業務をおこなっております。
	産業廃棄物の収集・運搬事業	産業廃棄物の収集・運搬業務をおこなっております。

(6) 主要な営業所および店舗（平成21年2月28日現在）

会社名	本社所在地	店舗数	店舗所在地
(株) アークス	札幌市中央区	—	—
(株) ラルズ	札幌市中央区	62店舗	札幌市および近郊、他道内各地
(株) 福原	北海道帯広市	45店舗	帯広市、釧路市他
(株) ふじ	北海道旭川市	23店舗	旭川市および道央地区
(株) 道東ラルズ	北海道北見市	13店舗	北見市、網走市他
(株) 道北ラルズ	北海道旭川市	12店舗	旭川市および道央地区他
(株) 道南ラルズ	北海道函館市	16店舗	函館市および近郊
(株) イワイ	札幌市豊平区	66店舗	札幌市および近郊、他道内各地
(株) エルディ	札幌市豊平区	1店舗	北広島市
(株) ライフポート	札幌市豊平区	65店舗	札幌市および近郊、他道内各地

(注) 1. 平成20年3月1日付にて、(株)ラルズを存続会社とし(株)ホームストアを消滅会社とする合併をしております。

2. (株)アークスおよび(株)ラルズは平成20年10月1日付にて、本店移転をしております。



(7) 使用人の状況（平成21年2月28日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
2,330 (7,345) 名	35 (439) 名増

(注) 使用人数は、就業人員であり、パートナー社員（1日1人8時間換算）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
41 名	15 名増	47.7 歳	17.0 年

(注) 使用人数は、子会社である(株)ラルズ、(株)福原、(株)ふじからの出向者数であり、平均勤続年数は各社での勤続年数を通算しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成21年2月28日現在）

借入先	借入額
(株) 福原	1,300 百万円

(注) 借入先の(株)福原は、当社の子会社であります。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況（平成21年2月28日現在）

- ① 発行可能株式総数 130,000,000 株
- ② 発行済株式の総数 41,778,945 株
- ③ 株主数 5,130 名
- ④ 大株主

発行済株式（自己株式を除く）の総数の10分の1以上の株式を有する株主はおりませんが、当社大株主の状況は下記のとおりであります。

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数	出 資 比 率
(有) 丸 治	株 3,087,131	% 7.49
横 山 清	3,007,254	7.30
(株) 北 海 道 銀 行	2,058,872	4.99
日本マスタートラスト信託銀行㈱(信託口)	1,408,500	3.41
(株) 北 洋 銀 行	1,399,144	3.39
日本トラスティ・サービス信託銀行㈱(信託口)	1,385,000	3.36
日本トラスティ・サービス信託銀行㈱(信託口4G)	1,036,700	2.51
(株) 北 陸 銀 行	977,208	2.37
アークスグループ取引先持株会	965,302	2.34
福 原 朋 治	937,578	2.27

(注) 出資比率は自己株式（592,225株）を控除して計算しております。

## (2) 会社役員の状態

### ① 取締役および監査役の状態（平成21年2月28日現在）

氏名	地位および担当	他の法人等の代表状況および重要な兼職の状況
福原 朋治	代表取締役会長	<p>&lt;他の法人等の代表状況&gt;                      (株)福原代表取締役社長                      (株)エルディ代表取締役会長                      &lt;重要な兼職の状況&gt;                      (株)ラルズ、(株)道東ラルズ両社取締役相談役</p>
横山 清	代表取締役社長	<p>&lt;他の法人等の代表状況&gt;                      (株)ラルズ代表取締役会長兼CEO                      (株)道東ラルズ代表取締役会長                      (株)道北ラルズ代表取締役会長                      (株)道南ラルズ代表取締役会長                      (株)イワイ代表取締役会長                      (株)エルディ代表取締役社長                      (株)ライフポート代表取締役社長                      (株)北海道シジシー代表取締役社長                      &lt;重要な兼職の状況&gt;                      (株)福原、(株)ふじ両社取締役相談役、(株)シジシー                      ジャパン取締役副会長、(社)日本セルフ・サー                      ビス協会名誉会長、日本スーパーマーケット協                      会副会長、在札幌フィンランド共和国名誉領事</p>
齋藤 弘	取締役 (営業部門担当)	<p>&lt;他の法人等の代表状況&gt;                      (株)ラルズ代表取締役社長兼COO                      &lt;重要な兼職の状況&gt;                      (株)道東ラルズ、(株)道北ラルズ、(株)道南ラルズ、(株)イ                      ワイ、(株)エルディ、(株)ライフポート各社取締役</p>
六車 亮	取締役	<p>&lt;他の法人等の代表状況&gt;                      (株)ふじ代表取締役社長                      &lt;重要な兼職の状況&gt;                      (株)ラルズ、(株)エルディ、(株)中央スーパー各社取                      締役</p>
丸山 明	取締役 (コーポレート部門担当)	<p>&lt;他の法人等の代表状況&gt;                      (株)福原代表取締役副社長</p>
外岡 学	取締役 (管理部門担当)	<p>&lt;重要な兼職の状況&gt;                      (株)ラルズ取締役副社長兼CFO、(株)道東ラルズ、                      (株)道北ラルズ、(株)道南ラルズ、(株)イワイ、(株)エ                      ルディ、(株)ライフポート各社取締役</p>
本間 吉美	常勤監査役	<p>&lt;重要な兼職の状況&gt;                      (株)ラルズ常勤監査役、(株)福原、(株)ふじ、(株)道東                      ラルズ、(株)道北ラルズ、(株)道南ラルズ、(株)イワ                      イ、(株)エルディ、(株)ライフポート各社監査役</p>
武内 幸博	監査役	<p>&lt;重要な兼職の状況&gt;                      (株)福原常勤監査役、(株)ラルズ、(株)道東ラルズ、                      (株)道北ラルズ、(株)道南ラルズ各社監査役</p>
高嶋 智	監査役	<p>&lt;他の法人等の代表状況&gt;                      たかしま総合法律事務所                      &lt;重要な兼職の状況&gt;                      (株)ラルズ、(株)福原、(株)ふじ各社監査役</p>

氏 名	地位および担当	他の法人等の代表状況および重要な兼職の状況
岩 井 正 尚	監 査 役	<他の法人等の代表状況> 岩井正尚税理士事務所所長 <重要な兼職の状況> (株)ラルズ、(株)福原、(株)ふじ、(株)共成レンテム、(株)サッポロドラッグストアー各社監査役

- (注) 1. 監査役高嶋 智、岩井 正尚両氏は社外監査役であります。
2. 監査役高嶋 智氏は弁護士であり企業法務に精通し、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 監査役岩井 正尚氏は税理士であり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

## ② 取締役および監査役に支払った報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役	6名	124 百万円
監 査 役 (うち社外監査役)	4名 (2名)	23 百万円 (4 百万円)
合 計	10名	147 百万円

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は平成5年5月20日開催の第32期定時株主総会において、年額2億5千万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は平成5年5月20日開催の第32期定時株主総会において、年額5千万円以内と決議いただいております。
3. 支給額には、以下のものも含まれております。
- イ. 平成21年5月26日開催の第48期定時株主総会に付議いたします役員賞与  
     取締役6名 19 百万円  
     監査役4名 2 百万円(うち社外監査役2名 0 百万円)
- ロ. 当事業年度に対応する役員退職慰労引当金繰入額  
     取締役6名 7 百万円  
     監査役4名 1 百万円

③ 取締役に必要な子会社が支払った報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役	4 名	66 百万円
合 計	4 名	66 百万円

(注) 支給額には、以下のものも含まれております。

- イ. 重要な子会社にて、平成21年5月開催の定時株主総会に付議いたします役員賞与  
取締役4名 11 百万円
- ロ. 重要な子会社にて、当事業年度に対応する役員退職慰労引当金繰入額  
取締役4名 4 百万円

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の会社との兼任状況（他の会社の業務執行者または社外役員である場合）

社外監査役である岩井 正尚氏は、㈱サッポロドラッグストアー、㈱共成レンテムの社外監査役を兼務しております。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

a. 取締役会および監査役会への出席状況

	取締役会（25回開催）		監査役会（13回開催）	
	出席回数	出席率(%)	出席回数	出席率(%)
社外監査役 高 嶋 智	15	60.0	8	61.5
社外監査役 岩 井 正 尚	20	80.0	7	53.8

b. 取締役会および監査役会における発言状況

- ・ 監査役高嶋 智氏は必要に応じて、法務ならびにコンプライアンスの見地から助言・提言をおこなっております。
- ・ 監査役岩井 正尚氏は必要に応じて、税務ならびに財務・会計の見地から助言・提言をおこなっております。

ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任に関し、法令に定める金額の合計額を限度とする旨の契約を締結しております。

### (3) 会計監査人の状況

- ① 名称 新日本有限責任監査法人
- ② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	11 百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	32 百万円

- (注) 1. 当社の子会社である憐ラルズ、憐福原、憐ふじにつきましては、新日本有限責任監査法人が会計監査人となっております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 新日本有限責任監査法人は平成20年7月1日付をもって、公認会計士法に基づき有限責任監査法人へ移行しております。

#### ③ 非監査業務

当社は、財務報告に係る内部統制システムの構築にあたり、新日本有限責任監査法人よりコンサルティングを受けております。

#### ④ 解任または不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条第1項各号に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、原則として、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合は、監査役会の同意または請求により、会計監査人の解任または不再任に関する議題を株主総会に提案いたします。

なお、監査役会は、会計監査人の継続監査年数等を勘案しまして、再任もしくは不再任の決定をおこないます。

#### (4) 業務の適正を確保するための体制

① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

イ. 当社は、持株会社として当社グループ全体のコーポレート・ガバナンスおよびコンプライアンスに関する基本事項の周知・徹底を図るため、グループ理念、同運営方針、同行動指針ならびにアークス用語集等を主な内容とする「アークスグループ・フィロソフィー」を冊子としてまとめ、当社グループの全役職員に配布、携帯させ、グループ・ガバナンスの強化に努める。

ロ. 当社は、当社グループ全体のコンプライアンスおよびリスク管理を統括する組織として、社長を委員長とし、社外弁護士も参加する「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置する。同委員会において、「アークスグループ・フィロソフィー」等を活用し、役職員に対するコンプライアンスに関する教育、研修を実施し、コンプライアンスの強化および企業倫理の浸透を図る。

ハ. 法令および社内規程ならびに社会的な規範に反する行為等を早期に発見し、是正することを目的とする社内報告体制として、社内担当者および社外弁護士を直接の情報受領者とする内部通報システムを整備し、「公益通報者保護規程」を定め、その運用をおこなう。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

イ. 取締役は、株主総会議事録、取締役会議事録等の法定文書のほか、重要な職務執行に係る情報が記載された文書および電磁的記録を、「文書管理規程」その他の社内規程の定めるところにしたがい、適切に保存し管理するとともに、定められた保存期間中は閲覧可能な状態を維持する。

ロ. 当社は、法令および東京証券取引所の適時開示規則ならびに社内規程である「内部者取引管理規程」の定めるところにしたがい、投資者に対する適時・適切な会社情報を開示する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ. 当社は、当社グループ全体の事業等に関するリスクを把握し管理するため、「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置し、「リスク管理規程」によりリスク管理に関する基本方針や体制を定め、この規程にしたがいリスク管理体制および管理手法を整備し、当社グループ全社にわたるリスクを総括的かつ個社別に管理する。

ロ. 「コンプライアンス・リスク管理委員会」は、当社グループ企業各社の代表メンバーで構成される組織横断的な部署とし、リスク管理の状況を定期的に取締役会に報告する。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的におこなわれることを確保するための体制
- イ. 当社は、取締役の職務の執行が効率的におこなわれることを確保するための体制の基礎として、定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督等をおこなうとともに、適宜臨時取締役会を開催し、重要事項に関して迅速に意思決定をおこなう。
  - ロ. 取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織規程」、「業務分掌規程」および「職務権限規程」等の社内規程において、それぞれの責任者およびその責任、ならびに執行手続の詳細について定める。
  - ハ. 当社は、業務の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、取締役会の監督機能を強化するため、執行役員制度を導入するとともに、当社の取締役および執行役員ならびに事業子会社の取締役および執行役員の任期を1年とし、経営環境の変化に機敏に対応するとともに、経営責任の明確化を図る。
- ⑤ 株式会社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ. 当社は、持株会社として当社グループ全体の経営管理および統括をおこなうため、「関係会社管理規程」、「グループ予算規程」および「グループ経営会議規程」等の定めるところにしたがい、当社グループ全体の中長期経営計画および経営戦略等を策定し、事業子会社の状況に応じて適切な管理・指導をおこなう。
  - ロ. 当社グループ全体の重要事項に関する検討・協議を深め、当社グループおよびグループ企業各社の経営情報を共有化し、課題認識を統一するため、当社の取締役、監査役、執行役員およびグループ企業各社の社長で構成する「グループ経営会議」を毎月1回定例開催する他、適宜臨時に開催する。
  - ハ. 当社とグループ企業各社との取引条件が、当社グループ以外の第三者との取引内容を比較して、著しく乖離しないよう、必要に応じて外部の専門家に相談し、確認を求める。
  - ニ. 内部監査については、持株会社である当社に当社グループ全体の内部監査業務を担当する専任部署として、社長直轄の「経営監査グループ」を設置し、グループ企業各社から独立した立場で、グループ内の全事業所を対象に会計監査および業務監査をおこなう。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- イ. 当社は、監査役の職務を補助するための専任組織としての監査役会事務局は設置していないが、監査役がその職務を補助すべき使用人について必要に応じて要請をおこなった場合には、当社の「経営監査グループ」がその業務を担当する。



- ロ. 前記の「経営監査グループ」の人員以外に監査役が追加で人員の要請をおこなった場合には、当社の取締役会は監査役会と協議のうえ、必要と認める部署より、適宜追加人員を監査役を補助する使用人として指名する。
- ⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項  
「経営監査グループ」に配置する使用人の人事異動および人事考課については、事前に監査役会に報告をおこない、了承を得ることとする。
- ⑧ 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- イ. 監査役は、取締役会およびグループ経営会議等の重要会議体のほか、各種の案件会議および委員会等に出席するものとし、重要な議事、稟議書等について随時その内容を監査役会に報告する。
- ロ. 前記にかかわらず、取締役、執行役員および使用人は当社の業務または業績に重要な影響を与える事項について監査役に都度報告することとし、また監査役は必要に応じて、取締役、執行役員および使用人に対して報告を求めることができるものとする。
- ⑨ その他監査役の監査が実効的におこなわれることを確保するための体制  
監査役会は、代表取締役、経営監査グループおよび会計監査人である監査法人との間で、それぞれ定期的に意見交換会を開催し、とりわけ経営監査グループおよび監査法人との密接な連携を図ることで、監査役の監査の実効性確保を図る。

### 3. 会社の支配に関する基本方針

#### (1) 会社の支配に関する基本方針の内容

当社は、当社の財務および事業の方針を支配する者は、当社の経営理念を理解し、これを具現化することを通して、当社のステークホルダーとの信頼関係を築き、将来にわたり、当社の企業価値と株主共同の利益の向上を実現できる者でなければならないと考えております。したがって、上場企業として株式の自由な取引のなかで、支配権の移動を伴う大規模な株式買付行為がなされた場合であっても、当該行為が当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上に資する形であれば、当社はこれを否定するものではありません。

しかしながら、昨今のわが国の資本市場においては、買付対象となる企業の経営陣との協議を全く実施せず、突如として一方的に株式等の大規模買付や買収提案がおこなわれる事例が見受けられます。こうした大規模な株式買付行為および提案のなかには、当社の経営理念と真っ向から対立する考え方に基づくものや、当社のステークホルダーに損害をもたらす恐れのある内容を含むもの、あるいは株主の皆様へ大規模買付行為の受け入れに関する検討のための十分な情報と時間を提供しないものなどが含まれている可能性もあります。このような行為は、いずれも当社の企業価値を毀損し、株主共同の利益を著しく損なう恐れがあると判断しており、当社の基本方針に反して、大規模な株式買付行為およびその提案をおこなう者は、当社の財務および事業の方針を決定するものとして不適切であると考えます。

#### (2) 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取り組み

当社は、より多くの投資家の皆様に末永く継続して投資いただくため、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を向上させる取り組みとして、下記①の経営理念を掲げ、下記②の中期経営構想を実践しております。また、これらと並行して、下記③のとおり、コーポレートガバナンスの強化、充実に取り組んでおります。

##### ① 経営理念

当社は、平成14年11月1日、北海道内の各地域でスーパーマーケットを展開する(株)ラルズを中核とした企業グループと十勝・帯広管内でスーパーマーケットを展開する(株)福原との経営統合により誕生した純粋持株会社であります。平成16年10月には、旭川市を中心にスーパーマーケットを展開する(株)ふじが当社グループの核企業の1社として加わり、現在は、スーパーマーケット6社を含む9社の子会社が、当社のグループ運営の基本である「八ヶ岳連

峰経営」のもと、北海道内全域で営業活動を展開しております。「八ヶ岳連峰経営」とは、同じような高さの山々が連なる八ヶ岳連峰のように、傘下企業が対等な立場で企業統合をおこなうことで、お客さまとの距離を短く保ちながら、グループ全体の経営資源の特大化と成長をめざそうという考え方です。

こうした経緯を踏まえ、当社は、設立と同時に「地域のライフラインとして価値ある商品・サービスを低価格で提供し、豊かな暮らしに貢献していく」ことをグループ共通の経営理念として掲げました。通常、「ライフライン」とは、電気・ガス・水道等、生活・生命を維持するための重要なインフラを指しますが、当社グループでは、食品、日用品の流通もこれらと同様、国民生活にとって欠かすことのできないインフラの一つであると考えております。また、「私たちは何のために存在するのか」を表明するコーポレートステートメントとして、「豊かな大地に輝く懸け橋」を定めております。これには、北海道の多くのお客さまに対して新鮮で、安心・安全な食品を提供することにより、生産地とお客さまを結ぶ懸け橋になりたいという思いと、北海道で同じ志をもって事業展開を進めていく地域企業同士が、海外流通資本も含めた大手企業に対抗していくための受け皿会社として、企業と企業を結ぶ懸け橋になりたいという思いを込めております。

## ② 中期経営構想

当社グループは、経営理念を具現化し、会社支配に関する基本方針を実現すべく、アークスグループ中期経営構想として、以下の施策を展開しております。当面の数値目標は、平成23年2月期、売上高3,000億円、経常利益100億円としておりますが、これを通過点として、さらなる成長を果たしてまいります。

### イ. 食品スーパーマーケット事業の充実

当社グループの中核事業である食品スーパーマーケット事業の充実を図るため、新業態の研究開発、新規出店強化などに取り組んでおります。平成18年度には、当社のグループ名を冠した新業態「スーパーアークス」を開発し、平成20年度末までに7店舗を新規出店いたしました。また、平成20年度には、グループ統一のポイントカードを導入いたしました。宅配事業やネット販売など、チャネルの拡大を通じた既存店の底上げに関する調査研究も実施してまいります。

### ロ. ライフライン機能の充実

ライフラインとしての機能の充実を図るべく、食品以外の新規事業についても研究を進めております。その具体的な成果として、平成20年6月に

は㈱エルディがカインズホームのフランチャイジーとなり、ホームセンター事業へ進出いたしました。今後は、食の安心・安全と密接な関係にある農業、小売リテール強化のためのカード事業、金融等について、調査研究をおこなう計画としています。

#### ハ. 八ヶ岳連峰経営におけるシナジー効果の特大化

八ヶ岳連峰経営のシナジー効果を高めるべく、商品発注システムの統一、本部管理部門の機能集約を実施してまいりました。平成20年3月1日には、子会社の集約を図るため、㈱ラルズと㈱ホームストアの合併を実施いたしました。

#### ③ グループガバナンスの強化充実に向けた取り組み

当社は、経営理念および中長期的な経営計画を実現していくため、グループガバナンスの充実を図ることを経営上の重要課題として位置づけ、上場企業として公正かつ透明性の高い経営をおこなうべく、子会社の管理指導機能、監督機能、業務執行機能、監査機能などの強化に取り組んでおります。

#### イ. 子会社の管理指導機能

当社は、親会社としてグループ全体の中長期計画、グループ戦略を決定するとともにグループ経営資源の使用権限を有する持株会社として、子会社に対する管理・指導をおこなっております。一方、事業子会社は、当社が策定したグループ戦略に基づき、全ての事業活動を推進し、各々の数値目標に対して執行責任を負うこととしております。

#### ロ. 監督機能

当社の取締役会は、グループ経営に関する最高意思決定機関であるとともにグループ経営における監督機能を担っております。経営方針や重要施策等に係る事項については、常に法令および定款に定められた事項と照らし、積極的な意見交換をおこなうとともに、迅速な意思決定をおこなっております。

#### ハ. 業務執行機能

経営資源の使用権限に関する職務ごとの執行責任を明確にするため、執行役員制度を導入しております。また、グループ全体の重要事項に関する討議の場として、当社の取締役、監査役、執行役員および事業子会社社長で構成するグループ経営会議を毎月1回定例開催しております。

#### ニ. 監査役会

当社は会社法に定める監査役会設置会社であり、監査役4名のうち2名は社外監査役で構成されております。監査役は、取締役会、経営会議等の重要会議に出席し、取締役および執行役員の業務執行状況等について、独

立した立場で助言と提言をおこなうとともに、取締役の職務執行が適正におこなわれているかについて監査を実施しております。

#### ホ. 内部監査

社長直轄の独立部署として経営監査グループを設置し、グループ全社、全事業所を対象とした内部監査を実施しております。

以上、当社では多数の投資家の皆様に長期的に当社への投資を継続していただくため、企業価値ひいては株主共同の利益を向上させることに役員・社員一丸となって取り組んでおり、これらの取り組みは、会社の支配に関する基本方針の実現にも資するものと考えております。

### (3) 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社は、平成20年3月17日開催の取締役会において、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下「本プラン」といいます）を決議しております。

その概要は以下のとおりです。

#### ① 当社株式の大規模買付行為等

本プランにおける当社株式の大規模買付行為とは、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる買付行為をいい、かかる買付行為をおこなう者を大規模買付者といいます。

#### ② 大規模買付ルール概要

大規模買付ルールとは、事前に大規模買付者が取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、取締役会による一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始するというものです。

#### ③ 大規模買付行為がなされた場合の対応

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示することにより、株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。

ただし、大規模買付ルールを遵守しない場合や、遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が会社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと取締役会が判断した場合には、対抗措置をとることがあります。

また対抗措置をとる場合、その判断について株主総会を開催し、株主の皆

様のご意思を確認させていただく場合がございます。

④ 対抗措置の合理性および公正性を担保するための制度および手続

対抗措置を講じるか否かについては、取締役会が最終的な判断をおこないますが、本プランを適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性および合理性を担保するため、独立委員会を設置いたしました。

対抗措置をとる場合、その判断の合理性および公正性を担保するために、取締役会是对抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は対抗措置の発動の是非について、勧告をおこなうものとします。

⑤ 本プランの有効期間等

本プランの有効期間は、平成20年5月29日開催の当社第47期定時株主総会の終結の時から3年間（平成23年5月に開催予定の定時株主総会の終結時まで）とし、以降、本プランの継続（一部修正したうえでの継続を含む）については3年ごとに定時株主総会の承認を得ることとします。

ただし、有効期間中であっても、株主総会または取締役会の決議により本プランは廃止されるものとします。

**(4) 本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて**

会社の支配に関する基本方針の実現に資する取り組みは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための施策であり、まさに会社の支配に関する基本方針に沿うものであります。

また、本プランは、①買収防衛策に関する指針の要件を充足していること、②株主共同の利益を損なうものではないこと、③株主意思を反映するものであること、④独立性の高い社外者の判断を重視するものであること、⑤デッドハンド型およびスローハンド型買収防衛策ではないこと等、会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

- (注) 1. デッドハンド型買収防衛策とは、取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策
2. スローハンド型買収防衛策とは、取締役会の構成員の交代を一度におこなうことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策
3. 当社では取締役解任決議要件につきまして、特別決議を要件とするような決議要件の加重をしておりません。

~~~~~

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の金額を切り捨てて表示しております。

## 連結貸借対照表

(平成21年2月28日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部         |               | 負 債 の 部              |               |
|-----------------|---------------|----------------------|---------------|
| 科 目             | 金 額           | 科 目                  | 金 額           |
| <b>流 動 資 産</b>  | <b>19,800</b> | <b>流 動 負 債</b>       | <b>31,128</b> |
| 現金及び預金          | 7,135         | 支払手形及び買掛金            | 13,192        |
| 受取手形及び売掛金       | 1,294         | 短期借入金                | 9,548         |
| 有 価 証 券         | 10            | 未払法人税等               | 2,271         |
| た な 卸 資 産       | 6,907         | 未払消費税等               | 329           |
| 繰延税金資産          | 907           | 賞与引当金                | 1,089         |
| そ の 他           | 3,549         | カードポイント<br>引 当 金     | 764           |
| 貸倒引当金           | △3            | そ の 他                | 3,932         |
| <b>固 定 資 産</b>  | <b>79,546</b> | <b>固 定 負 債</b>       | <b>8,764</b>  |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>66,038</b> | 長期借入金                | 1,692         |
| 建物及び構築物         | 25,338        | 退職給付引当金              | 1,015         |
| 土 地             | 39,276        | 役員退職慰労引当金            | 621           |
| 建設仮勘定           | 114           | 繰延税金負債               | 75            |
| そ の 他           | 1,309         | 預り保証金                | 4,986         |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>160</b>    | 負 の の れ ん            | 43            |
| そ の 他           | 160           | そ の 他                | 329           |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>13,348</b> | <b>負 債 合 計</b>       | <b>39,893</b> |
| 投資有価証券          | 2,191         | <b>純 資 産 の 部</b>     |               |
| 長期貸付金           | 53            | <b>株 主 資 本</b>       | <b>59,530</b> |
| 敷金・保証金          | 9,294         | 資 本 金                | 10,000        |
| 繰延税金資産          | 1,250         | 資 本 剰 余 金            | 9,936         |
| そ の 他           | 831           | 利 益 剰 余 金            | 40,164        |
| 貸倒引当金           | △274          | 自 己 株 式              | △569          |
| <b>資 産 合 計</b>  | <b>99,347</b> | 評価・換算差額等             | △76           |
|                 |               | その他有価証券評価差額金         | △76           |
|                 |               | <b>純 資 産 合 計</b>     | <b>59,454</b> |
|                 |               | <b>負 債 純 資 産 合 計</b> | <b>99,347</b> |



## 連結損益計算書

(平成20年3月1日から  
平成21年2月28日まで)

(単位：百万円)

| 科 目                     | 金 額     |
|-------------------------|---------|
| 売 上 高                   | 253,896 |
| 売 上 原 価                 | 196,111 |
| 売 上 総 利 益               | 57,784  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     | 49,203  |
| 営 業 利 益                 | 8,580   |
| 営 業 外 収 益               | 957     |
| 受 取 利 息                 | 59      |
| 受 取 配 当 金               | 66      |
| 持 分 法 に よ る 投 資 利 益     | 17      |
| 電 算 機 事 務 処 理 料         | 339     |
| 負 の の れ ん 償 却 額         | 79      |
| そ の 他                   | 395     |
| 営 業 外 費 用               | 156     |
| 支 払 利 息                 | 121     |
| そ の 他                   | 34      |
| 経 常 利 益                 | 9,381   |
| 特 別 利 益                 | 179     |
| 前 期 損 益 修 正 益           | 53      |
| 貸 倒 引 当 金 戻 入 益         | 30      |
| 固 定 資 産 売 却 益           | 12      |
| そ の 他                   | 83      |
| 特 別 損 失                 | 605     |
| 賞 与 引 当 金 繰 入 額         | 340     |
| 固 定 資 産 除 売 却 損         | 78      |
| 退 店 費 用                 | 43      |
| 減 損 損 失                 | 56      |
| そ の 他                   | 87      |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益   | 8,955   |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 3,898   |
| 法 人 税 等 調 整 額           | 85      |
| 当 期 純 利 益               | 4,972   |

## 連結株主資本等変動計算書

（平成20年3月1日から  
平成21年2月28日まで）

（単位：百万円）

|                               | 株 主 資 本 |       |        |         |        |
|-------------------------------|---------|-------|--------|---------|--------|
|                               | 資 本 金   | 資本剰余金 | 利益剰余金  | 自 己 株 式 | 株主資本合計 |
| 平成20年2月29日残高                  | 10,000  | 9,936 | 36,450 | △567    | 55,819 |
| 連結会計年度中の変動額                   |         |       |        |         |        |
| 剰余金の配当                        | －       | －     | △1,400 | －       | △1,400 |
| 当期純利益                         | －       | －     | 4,972  | －       | 4,972  |
| 自己株式の取得                       | －       | －     | －      | △2      | △2     |
| 自己株式の処分                       | －       | 0     | －      | 0       | 0      |
| その他                           | －       | －     | 142    | －       | 142    |
| 株主資本以外の項目の連結<br>会計年度中の変動額(純額) | －       | －     | －      | －       | －      |
| 連結会計年度中の変動額合計                 | －       | 0     | 3,713  | △2      | 3,711  |
| 平成21年2月28日残高                  | 10,000  | 9,936 | 40,164 | △569    | 59,530 |

|                               | 評価・換算差額等         |                | 少数株主持分 | 純資産合計  |
|-------------------------------|------------------|----------------|--------|--------|
|                               | その他有価証<br>券評価差額金 | 評価・換算<br>差額等合計 |        |        |
| 平成20年2月29日残高                  | 370              | 370            | 10     | 56,200 |
| 連結会計年度中の変動額                   |                  |                |        |        |
| 剰余金の配当                        | －                | －              | －      | △1,400 |
| 当期純利益                         | －                | －              | －      | 4,972  |
| 自己株式の取得                       | －                | －              | －      | △2     |
| 自己株式の処分                       | －                | －              | －      | 0      |
| その他                           | －                | －              | －      | 142    |
| 株主資本以外の項目の連結<br>会計年度中の変動額(純額) | △447             | △447           | △10    | △458   |
| 連結会計年度中の変動額合計                 | △447             | △447           | △10    | 3,253  |
| 平成21年2月28日残高                  | △76              | △76            | －      | 59,454 |

## 連結注記表

### I. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

#### 1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 9社  
連結子会社の名称 (株)ラルズ、(株)福原、(株)ふじ、(株)道東ラルズ、(株)道北ラルズ、(株)道南ラルズ、(株)イワイ、(株)エルディ、(株)ライフポート

(2) 非連結子会社の数 3社  
非連結子会社の名称 (有)ふっくら工房、(株)北海道ネイチャーセンター、(株)ナイス、フーズ  
非連結子会社はいずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純利益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため連結の範囲から除外しております。

#### 2. 持分法適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数 1社  
関連会社の名称 (株)北海道シジシー

(2) 持分法を適用しない非連結子会社の数 3社  
非連結子会社の名称 (有)ふっくら工房、(株)北海道ネイチャーセンター、(株)ナイス、フーズ  
持分法を適用していない非連結子会社は、当期純利益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響は軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、当該会社に対する投資については、持分法を適用せず、原価法により評価しております。

#### 3. 会計処理基準に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準および評価方法

###### ① 有価証券

ア. 満期保有目的の債券…………… 定額法による償却原価法

イ. 子会社株式および関連会社株式…………… 移動平均法による原価法

ウ. その他有価証券

時価のあるもの…………… 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの…………… 移動平均法による原価法

###### ② たな卸資産

商品…………… 主として売価還元法による原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産…………… 定率法

ただし、定期借地権契約による借地上の建物については、耐用年数を定期借地権の残存期間、残存価額を零とした定額法によっております。

平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く。）については、定額法によっております。なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

|            |       |
|------------|-------|
| 建物及び構築物    | 7～39年 |
| その他の有形固定資産 | 3～34年 |

（追加情報）

法人税法の改正に伴い、当連結会計年度より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額まで償却が終了した翌連結会計年度から5年間で均等償却する方法に変更しております。なお、この変更により、営業利益、経常利益および税金等調整前当期純利益はそれぞれ65百万円減少しております。

② 無形固定資産…………… 定額法

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ 長期前払費用…………… 定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

（追加情報）

当連結会計年度に、賞与の支給対象期間を変更しております。これに伴う変更前後の支給対象期間の重複する部分は「特別損失」に380百万円計上しております。これに伴い、賞与引当金が340百万円、未払費用が40百万円増加しております。また、賞与の支給対象期間を変更したことにより、税金等調整前当期純利益が380百万円減少しております。

③ カードポイント引当金

従来、各連結子会社は独自のカードにより、それぞれカード展開をおこなっておりましたが、平成20年4月より、「アークスRARAカード」および「アークスRARA JCBカード」に集約し、新ポイント制度をスタートいたしました。顧客に付与されたポイントの使用による売上値引等に備えるため、当連結会計年度末において将来使用されると見込まれる金額を、ポイント引当金として計上することにいたしました。これに伴い、当連結会計年度に対応する金額1,274百万円を、「販売費及び一般管理費」に計上しております。

④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。

また、数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により、翌連結会計年度から費用処理しております。

⑤ 役員退職慰労引当金

役員の将来の退職慰労金支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 重要なリース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(5) 消費税等の会計処理

消費税等は、税抜方式によっております。

4. 連結子会社の資産および負債の評価に関する事項

連結子会社の資産および負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

5. のれんおよび負ののれんの償却に関する事項

のれんおよび負ののれんの償却については、5年間の均等償却をおこなっております。

6. 繰延資産の処理方法

株式交付費は、支出時に全額費用処理しております。

## II. 表示方法の変更

従来、建設協力金および預り建設協力金は、金融的側面を重視し、金融商品会計基準に従い、「貸付金」および「借入金」として表示しておりました。しかしながら、投資意思決定をおこなう場合、建設協力金および預り建設協力金は、金融的側面より、取引先との間の契約形態に応じて、「建設協力金」および「預り建設協力金」として認識され、投資意思決定がおこなわれること、また、開示上「貸付金」および「借入金」は、金銭消費貸借契約を締結しているものに限定することが、利害関係者に対しても明瞭性が増すと判断いたしました。これらにより、建設協力金および預り建設協力金は、金融商品会計基準適用後に「敷金・保証金」および「預り保証金」に含めて表示することに変更いたしました。

建設協力金のうち、前連結会計年度に「貸付金」として表示した金額は、1,396百万円（短期貸付金14百万円 長期貸付金1,382百万円）であります。預り建設協力金のうち、前連結会計年度に、「借入金」として表示した金額は、1,555百万円（短期借入金116百万円 長期借入金1,438百万円）であります。

また、固定負債に含まれる預り保証金については、当連結会計年度において上記の表示方法の変更の結果、重要性が増したため区分表記いたしました。

なお、前連結会計年度における当該金額は3,838百万円であります。

### Ⅲ. 連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 27,083 百万円

なお、減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

2. 担保に供している資産および担保に係る債務

|                   |                   |           |
|-------------------|-------------------|-----------|
| (1) 債務の担保に供している資産 | 建物及び構築物           | 2,175 百万円 |
|                   | 土地                | 3,254 百万円 |
|                   | 計                 | 5,429 百万円 |
| (2) 上記に対応する債務     | 短期借入金             | 2,630 百万円 |
|                   | 長期借入金             | 2,193 百万円 |
|                   | (1年以内返済予定長期借入金含む) |           |
|                   | 預り保証金             | 591 百万円   |
|                   | (1年以内返済予定預り保証金含む) |           |
|                   | 計                 | 5,416 百万円 |

なお、「前払式証券の規制等に関する法律」により、商品券の発行保証金として、投資有価証券14百万円および取引保証金・敷金の担保として、投資有価証券7百万円を担保に供しております。

### Ⅳ. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の数 普通株式 41,778,945 株

2. 剰余金の配当に関する事項

- (1) 配当金の支払額

| 決議                   | 株式の種類 | 配当金総額   | 1株当たり<br>配当額 | 基準日            | 効力発生日          |
|----------------------|-------|---------|--------------|----------------|----------------|
| 平成20年5月29日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 741 百万円 | 18 円         | 平成20年<br>2月29日 | 平成20年<br>5月30日 |
| 平成20年10月14日<br>取締役会  | 普通株式  | 658 百万円 | 16 円         | 平成20年<br>8月31日 | 平成20年<br>11月6日 |

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

| 決 議                       | 株式の種類 | 配当金総額   | 配当の原資 | 1株当たり<br>配当額 | 基準日            | 効力発生日          |
|---------------------------|-------|---------|-------|--------------|----------------|----------------|
| 平成21年5月26日<br>定 時 株 主 総 会 | 普通株式  | 782 百万円 | 利益剰余金 | 19 円         | 平成21年<br>2月28日 | 平成21年<br>5月27日 |

**V. 1株当たり情報に関する注記**

|            |           |
|------------|-----------|
| 1株当たり純資産額  | 1,443円59銭 |
| 1株当たり当期純利益 | 120円73銭   |

**VI. 重要な後発事象に関する注記**

該当事項はありません。

# 貸借対照表

(平成21年2月28日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部        |               | 負 債 の 部              |               |
|----------------|---------------|----------------------|---------------|
| 科 目            | 金 額           | 科 目                  | 金 額           |
| <b>流 動 資 産</b> | <b>842</b>    | <b>流 動 負 債</b>       | <b>2,178</b>  |
| 現金及び預金         | 236           | 短期借入金                | 1,300         |
| 未収入金           | 465           | 未払金                  | 79            |
| 繰延税金資産         | 140           | 未払費用                 | 9             |
|                |               | 未払法人税等               | 1             |
|                |               | 賞与引当金                | 22            |
| <b>固 定 資 産</b> | <b>42,450</b> | カードポイント引当金           | 764           |
| 有形固定資産         | 853           | <b>固 定 負 債</b>       | <b>51</b>     |
| 建物             | 454           | 役員退職慰労引当金            | 51            |
| 構築物            | 27            | <b>負 債 合 計</b>       | <b>2,229</b>  |
| 工具、器具及び備品      | 23            | <b>純 資 産 の 部</b>     |               |
| 土地             | 348           | <b>株 主 資 本</b>       | <b>41,064</b> |
| 無形固定資産         | 43            | 資 本 金                | 10,000        |
| その他            | 43            | 資 本 剰 余 金            | 19,724        |
| 投資その他の資産       | 41,553        | 資本準備金                | 19,723        |
| 関係会社株式         | 41,525        | その他資本剰余金             | 0             |
| その他            | 28            | 利 益 剰 余 金            | 11,908        |
|                |               | 利益準備金                | 305           |
|                |               | その他利益剰余金             | 11,603        |
|                |               | 別 途 積 立 金            | 10,200        |
|                |               | 繰越利益剰余金              | 1,403         |
|                |               | <b>自 己 株 式</b>       | <b>△569</b>   |
| <b>資 産 合 計</b> | <b>43,293</b> | <b>純 資 産 合 計</b>     | <b>41,064</b> |
|                |               | <b>負 債 純 資 産 合 計</b> | <b>43,293</b> |



## 損 益 計 算 書

(平成20年3月1日から  
平成21年2月28日まで)

(単位：百万円)

| 科 目                       | 金 額   |
|---------------------------|-------|
| 売 上 高                     | 2,542 |
| 売 上 総 利 益                 | 2,542 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費       | 945   |
| 営 業 利 益                   | 1,597 |
| 営 業 外 収 益                 | 1,300 |
| カ ー ド ポ イ ン ト 収 入 額       | 1,274 |
| そ の 他                     | 26    |
| 営 業 外 費 用                 | 1,282 |
| カ ー ド ポ イ ン ト 引 当 金 繰 入 額 | 1,274 |
| そ の 他                     | 8     |
| 経 常 利 益                   | 1,615 |
| 特 別 損 失                   | 31    |
| 賞 与 引 当 金 繰 入 額           | 7     |
| そ の 他                     | 23    |
| 税 引 前 当 期 純 利 益           | 1,583 |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税   | 1     |
| 法 人 税 等 調 整 額             | 65    |
| 当 期 純 利 益                 | 1,517 |

## 株主資本等変動計算書

（平成20年3月1日から  
平成21年2月28日まで）

（単位：百万円）

|              | 株 主 資 本 |           |          |         |              |                  |        |         |
|--------------|---------|-----------|----------|---------|--------------|------------------|--------|---------|
|              | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |          |         | 利 益 剰 余 金    |                  |        |         |
|              |         | 資本準備金     | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 | 利益準備金        | その他利益剰余金         |        | 利益剰余金合計 |
|              |         |           |          |         | 別 途<br>積 立 金 | 繰 越 利 益<br>剰 余 金 |        |         |
| 平成20年2月29日残高 | 10,000  | 19,723    | 0        | 19,724  | 305          | 10,200           | 1,287  | 11,792  |
| 事業年度中の変動額    |         |           |          |         |              |                  |        |         |
| 剰余金の配当       | —       | —         | —        | —       | —            | —                | △1,400 | △1,400  |
| 当期純利益        | —       | —         | —        | —       | —            | —                | 1,517  | 1,517   |
| 自己株式の取得      | —       | —         | —        | —       | —            | —                | —      | —       |
| 自己株式の処分      | —       | —         | 0        | 0       | —            | —                | —      | —       |
| 事業年度中の変動額合計  | —       | —         | 0        | 0       | —            | —                | 116    | 116     |
| 平成21年2月28日残高 | 10,000  | 19,723    | 0        | 19,724  | 305          | 10,200           | 1,403  | 11,908  |

|              | 株 主 資 本 |             | 純 資 産 合 計 |
|--------------|---------|-------------|-----------|
|              | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 合 計 |           |
| 平成20年2月29日残高 | △566    | 40,949      | 40,949    |
| 事業年度中の変動額    |         |             |           |
| 剰余金の配当       | —       | △1,400      | △1,400    |
| 当期純利益        | —       | 1,517       | 1,517     |
| 自己株式の取得      | △2      | △2          | △2        |
| 自己株式の処分      | 0       | 0           | 0         |
| 事業年度中の変動額合計  | △2      | 114         | 114       |
| 平成21年2月28日残高 | △569    | 41,064      | 41,064    |

## 個別注記表

### I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### 1. 重要な資産の評価基準および評価方法

有価証券

子会社株式および関連会社株式…………… 移動平均法による原価法

#### 2. 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産…………… 定額法

なお、主な耐用年数は下記の通りであります。

建物 4～39年

構築物 10～30年

工具、器具及び備品 3～6年

無形固定資産…………… 定額法

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

#### 3. 引当金の計上基準

##### (1) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

（追加情報）

当期に、賞与の支給対象期間を変更しております。これに伴う変更前後の支給対象期間の重複する部分は「特別損失」に8百万円計上しております。

これに伴い、賞与引当金が7百万円、未払費用が30百万円増加しております。また、賞与の支給対象期間を変更したことにより、税引前当期純利益が8百万円減少しております。

##### (2) カードポイント引当金

従来、各連結子会社は独自のカードより、それぞれカード展開をおこなってまいりましたが、平成20年4月より、「アークスRARAカード」および「アークスRARA JCBカード」に集約し、新ポイント制度をスタートいたしました。

顧客に付与されたポイントの使用による売上値引等に備えるため、当期末において将来使用されると見込まれる金額を、ポイント引当金として計上することにいたしました。これに伴い、当期に対応する金額1,274百万円を、「営業外費用」に計上しております。

##### (3) 役員退職慰労引当金

役員の将来の退職慰労金支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

#### 4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

##### (1) 重要なリース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

II. 貸借対照表に関する注記

|                     |           |
|---------------------|-----------|
| 1. 有形固定資産に係る減価償却累計額 | 33 百万円    |
| 2. 関係会社に対する金銭債権債務   |           |
| 短期金銭債務              | 1,300 百万円 |

III. 損益計算書の注記

|            |           |
|------------|-----------|
| 関係会社との取引   |           |
| 売上高        | 2,542 百万円 |
| 営業取引以外の取引高 | 1,260 百万円 |

IV. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類および株式数

|      |           |
|------|-----------|
| 普通株式 | 592,225 株 |
|------|-----------|

V. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の主な発生原因別内訳

|                |         |
|----------------|---------|
| 賞与引当金          | 9 百万円   |
| カードポイント引当金     | 131 百万円 |
| 繰延税金資産（流動資産）合計 | 140 百万円 |

VI. リースにより使用する固定資産に関する注記

1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額および期末残高相当額

(単位：百万円)

|           | 取得価額相当額 | 減価償却累計額相当額 | 期末残高相当額 |
|-----------|---------|------------|---------|
| 有形固定資産    |         |            |         |
| 工具、器具及び備品 | 475     | 229        | 246     |
| 無形固定資産    |         |            |         |
| その他       | 299     | 212        | 86      |
| 合 計       | 775     | 442        | 332     |

2. 未経過リース料期末残高相当額

|     |         |
|-----|---------|
| 1年内 | 111 百万円 |
| 1年超 | 224 百万円 |
| 合 計 | 336 百万円 |

## Ⅶ. 関連当事者との取引に関する注記

(単位：百万円)

| 属性   | 会社等の名称  | 住所     | 資本金又は出資金 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関係内容    |        | 取引の内容                | 取引金額              | 科目    | 期末残高  |
|------|---------|--------|----------|----------------|---------|--------|----------------------|-------------------|-------|-------|
|      |         |        |          |                | 役員の内兼任等 | 事業上の関係 |                      |                   |       |       |
| 子会社  | ㈱ラルズ    | 札幌市中央区 | 4,200    | (所有)100%       | 9人      | —      | 売上高                  | 1,256             | —     | —     |
| 子会社  | ㈱福原     | 北海道帯広市 | 2,481    | (所有)100%       | 7人      | —      | 売上高<br>支払利息<br>資金の借入 | 579<br>7<br>1,300 | 短期借入金 | 1,300 |
| 子会社  | ㈱ふじ     | 北海道旭川市 | 781      | (所有)100%       | 5人      | —      | 売上高                  | 212               | —     | —     |
| 子会社  | ㈱道東ラルズ  | 北海道北見市 | 450      | (所有)100%       | 6人      | —      | 売上高                  | 126               | —     | —     |
| 子会社  | ㈱道北ラルズ  | 北海道旭川市 | 350      | (所有)100%       | 6人      | —      | 売上高                  | 101               | —     | —     |
| 子会社  | ㈱道南ラルズ  | 北海道函館市 | 480      | (所有)100%       | 5人      | —      | 売上高                  | 100               | —     | —     |
| 子会社  | ㈱イワイ    | 札幌市豊平区 | 100      | (所有)100%       | 4人      | —      | 売上高                  | 105               | —     | —     |
| 子会社  | ㈱エルディ   | 札幌市豊平区 | 480      | (所有)100%       | 6人      | —      | 売上高                  | 58                | —     | —     |
| 関連会社 | ㈱北海道ジジー | 札幌市豊平区 | 114      | (所有)20.9%      | 4人      | —      | 売上高                  | 2                 | —     | —     |

(注) 1. 子会社からの資金の借入については、市場金利を勘案して決定しており、返済条件は1年以内としております。

2. 取引条件および取引条件の決定方針等

売上高は、子会社および関連会社からの経営指導料および受取配当金から構成されております。経営指導料は、各子会社の経常利益、売上高、総資産等に基づいて合理的に算定しております。

受取配当金は、各子会社および関連会社の当期純利益に基づいて合理的に算定しております。

3. 取引金額には消費税等を含めておりません。

## Ⅷ. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額

997円03銭

1株当たり当期純利益

36円84銭

## Ⅸ. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成21年4月16日

株式会社 アークス  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 中島逸史 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 石若保志 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 板垣博靖 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アークスの平成20年3月1日から平成21年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アークス及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成21年4月16日

株式会社 アークス  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 中島逸史 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 石若保志 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 板垣博靖 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アークスの平成20年3月1日から平成21年2月28日までの第48期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成20年3月1日から平成21年2月28日までの第48期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、経営監査グループその他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社の業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監査役会が定めた内部統制システムに係る監査役監査の実施基準に準拠し、監視及び検証いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。



## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社社員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及び附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成21年4月17日

株式会社アークス 監査役会

常勤監査役 本間吉美 ⑩

社外監査役 高嶋智 ⑩

社外監査役 岩井正尚 ⑩

監査役 武内幸博 ⑩

以上

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要政策のひとつとして位置づけし、営業基盤の拡充と企業体質の強化を図りながら、1株当たり利益の増加と積極的な成果の配分をおこなうことを基本方針としております。

当期の剰余金の配当につきましては、この方針のもと、当期の業績を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 1. 期末配当に関する事項

##### (1) 配当財産の種類

金銭といたします。

##### (2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき19円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、782,547,680円となります。

これにより、中間配当金として1株当たり16円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株当たり35円となります。

##### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成21年5月27日といたしたいと存じます。

#### 2. その他の剰余金の処分に関する事項

##### (1) 増加する剰余金の項目とその額

|       |              |
|-------|--------------|
| 別途積立金 | 600,000,000円 |
|-------|--------------|

##### (2) 減少する剰余金の項目とその額

|         |              |
|---------|--------------|
| 繰越利益剰余金 | 600,000,000円 |
|---------|--------------|

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号。以下「決済合理化法」といいます。）が平成21年1月5日に施行されたことに伴い、同日付をもって当社定款第7条（株券の発行）に定める「株券を発行する旨」の規定はこれを廃止する定款変更の決議をしたものとみなされております。

また、これに併せて、第9条（単元株式数および単元未満株券の不発行）第2項の定めは無効となっております。

さらに、決済合理化法附則第2条により「株券等の保管及び振替に関する法律」（昭和59年法律第30号）が廃止されたことにより、当社定款第10条（単元未満株式についての権利）中の「実質株主」、同じく第13条（株主名簿管理人）第3項中の「実質株主名簿」に関する規定も無効となっております。上記諸点のほか、決済合理化法施行に伴い必要となる変更をおこなうものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

| 現 行 定 款                                                                       | 変 更 案              |
|-------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| (株券の発行)                                                                       |                    |
| <u>第7条</u> 当社は、株式に係る株券を発行する。                                                  | (削 る)              |
| (自己の株式の取得)                                                                    | (自己の株式の取得)         |
| <u>第8条</u> (省 略)                                                              | <u>第7条</u> (現行どおり) |
| (単元株式数および単元未満株券の不発行)                                                          | (単元株式数)            |
| <u>第9条</u> 当社の単元株式数は、100株とする。                                                 | <u>第8条</u> (現行どおり) |
| <u>2. 当社は、第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、「株式取扱規則」に定めるところについてはこの限りでない。</u> | (削 る)              |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第10条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) ~ (4)</p> <p>(省 略)</p> <p>第11条~第12条</p> <p>(省 略)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第13条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備え置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> | <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(現行どおり)</p> <p>第10条~第11条</p> <p>(現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第12条 (現行どおり)</p> <p>(現行どおり)</p> <p>3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備え置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> |

| 現 行 定 款                              | 変 更 案                                                                                                                                                                                             |
|--------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第14条～第45条<br/>(省 略)<br/>(新 設)</p> | <p>第13条～第44条<br/>(現行どおり)</p> <p>(附則)</p> <p><u>第1条</u> 当社の株券喪失登録簿の作成および備え置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p><u>第2条</u> 前条および本条は、平成22年1月5日まで効力を有し、翌日をもって前条および本条を削るものとする。</p> |

### 第3号議案 取締役6名選任の件

取締役全員6名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。  
つきましては、改めて取締役6名の選任をお願いするものであります。  
取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)          | 略歴、当社における地位、担当<br>および他の法人等の代表状況                                                                                                                                                                                                                                              | 所有する<br>当社の<br>株式数 |
|-----------|------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 1         | 福原 朋治<br>(昭和10年7月18日生) | 昭和30年7月 福原商店入社<br>昭和33年5月 ㈱福原専務取締役<br>平成6年8月 同社代表取締役社長(現任)<br>平成14年11月 当社代表取締役会長(現任)<br><他の法人等の代表状況><br>㈱エルディ 代表取締役会長                                                                                                                                                        | 937,578株           |
| 2         | 横山 清<br>(昭和10年5月15日生)  | 昭和36年12月 当社入社<br>昭和39年12月 当社常務取締役<br>昭和45年4月 当社代表取締役専務<br>昭和60年4月 当社代表取締役社長(現任)<br><他の法人等の代表状況><br>㈱ラルズ 代表取締役会長兼CEO<br>㈱道東ラルズ 代表取締役会長<br>㈱道北ラルズ 代表取締役会長<br>㈱道南ラルズ 代表取締役会長<br>㈱イワイ 代表取締役会長<br>㈱エルディ 代表取締役社長<br>㈱ライフポート 代表取締役社長<br>㈱北海道シジシー 代表取締役社長<br>㈱ニッセンレンエスコート 代表取締役会長    | 3,007,254株         |
| 3         | 齋藤 弘<br>(昭和17年9月27日生)  | 昭和42年4月 当社入社<br>昭和57年4月 当社取締役商品部長<br>昭和62年4月 当社取締役店舗運営部長<br>平成元年9月 当社取締役販売副本部長<br>平成5年5月 当社常務取締役販売副本部長<br>平成7年5月 当社専務取締役営業副本部長<br>(食品担当)<br>平成11年5月 当社取締役副社長営業副本部長<br>(食品担当)<br>平成13年5月 当社取締役副社長営業本部長<br>平成14年11月 当社取締役(現任)<br><担当> 営業部門<br><他の法人等の代表状況><br>㈱ラルズ 代表取締役社長兼COO | 218,268株           |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)           | 略歴、当社における地位、担当<br>および他の法人等の代表状況                                                                                                                                            | 所有する<br>株式の<br>数 |
|-----------|-------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|
| 4         | 六 車 亮<br>(昭和28年10月16日生) | 昭和56年2月 株式会社<br>昭和62年12月 同社取締役<br>平成3年7月 同社常務取締役<br>平成4年7月 同社専務取締役<br>平成10年7月 同社代表取締役社長(現任)<br>平成16年10月 当社取締役(現任)                                                          | 46,277株          |
| 5         | 丸 山 明<br>(昭和23年3月2日生)   | 平成12年5月 株式会社<br>平成12年8月 同社取締役副社長<br>平成14年11月 当社取締役(現任)<br>平成15年5月 株式会社代表取締役副社長<br>(現任)<br><担当> コーポレート部門                                                                    | 5,254株           |
| 6         | 外 岡 学<br>(昭和23年7月25日生)  | 昭和52年1月 当社入社<br>昭和62年4月 当社管理部長<br>平成元年3月 当社総務部長<br>平成元年5月 当社取締役総務部長<br>平成元年9月 当社取締役管理本部長<br>平成7年5月 当社常務取締役管理本部長<br>平成11年5月 当社専務取締役管理本部長<br>平成14年11月 当社取締役(現任)<br><担当> 管理部門 | 157,852株         |

(注) 各候補者と当社との間に特別な利害関係はありません。

#### 第4号議案 役員賞与支給の件

当期末時点の取締役6名と監査役4名に対し、当期の業績等を勘案して、役員賞与総額21,415,000円(うち監査役賞与2,200,000円)を支給することといたしたいと存じます。

なお、各取締役に対する金額は取締役会に、各監査役に対する金額は監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

以 上

# インターネット等による議決権行使について

1. インターネットによる議決権行使に際して、ご了承ください事項  
議決権をインターネットにより行使される場合は、次の事項をご了承のうえ、行使していただきますよう、お願い申し上げます。
  - (1) インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使サイト（下記URLをご参照ください）をご利用いただくことによつてのみ可能です。なお、インターネットにより、議決権を行使される場合は、招集ご通知同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コードおよびパスワードが必要となります。
  - (2) 今回ご案内する議決権行使コードおよびパスワードは、本総会に関してのみ有効です。次の総会の際には、新たに議決権行使コードおよびパスワードを発行いたします。
  - (3) 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットの行使を有効な行使としてお取扱いいたします。
  - (4) インターネットで複数回数議決権行使をされた場合は、最後の行使を有効な行使としてお取扱いいたします。
  - (5) インターネットに関する費用（プロバイダー接続料金・通信料金等）は、株主様のご負担となります。
2. インターネットによる議決権行使の具体的方法
  - (1) <http://www.it-soukai.com>または<https://daiko.mizuho-tb.co.jp>にアクセスしてください。行使期間中の午前3時～午前5時は上記URLにアクセスすることができません。
  - (2) 議決権行使コードおよびパスワードを入力し、「ログイン」ボタンを押してください。議決権行使コードおよびパスワードは、招集ご通知同封の議決権行使書用紙右下に記載しております。
  - (3) 画面の案内にしたがい、議決権を行使してください。
3. セキュリティーについて  
行使された情報が改竄・盗聴されないよう暗号化（SSL128bit）技術を使用しておりますので、安心してご利用いただけます。  
また議決権行使書用紙に記載された議決権行使コードとパスワードは、株主様ご本人を認証する重要なものです。他人に絶対知られないようご注意ください。当社より株主様のパスワードをお問い合わせすることはございません。
4. お問い合わせ先  
みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル  
電話 0120-768524（フリーダイヤル）（受付時間 9:00～21:00 土日休日を除く。）

## ご利用いただく際のシステム環境について

- ① パソコン Windows®機種（PDA、ゲーム機には対応していません。）
- ② ブラウザ Microsoft® Internet Explorer5.5以上
- ③ インターネット環境 プロバイダーとの契約などインターネットが利用できる環境
- ④ 画面解像度 1024×768以上をご推奨いたします。

\*Microsoft、Windowsは米国Microsoft Corporationの米国およびその他の国における登録商標または商標です。

## 機関投資家の皆様へ

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）については、(株)東京証券取引所等により設立された合弁会社(株)ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記インターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

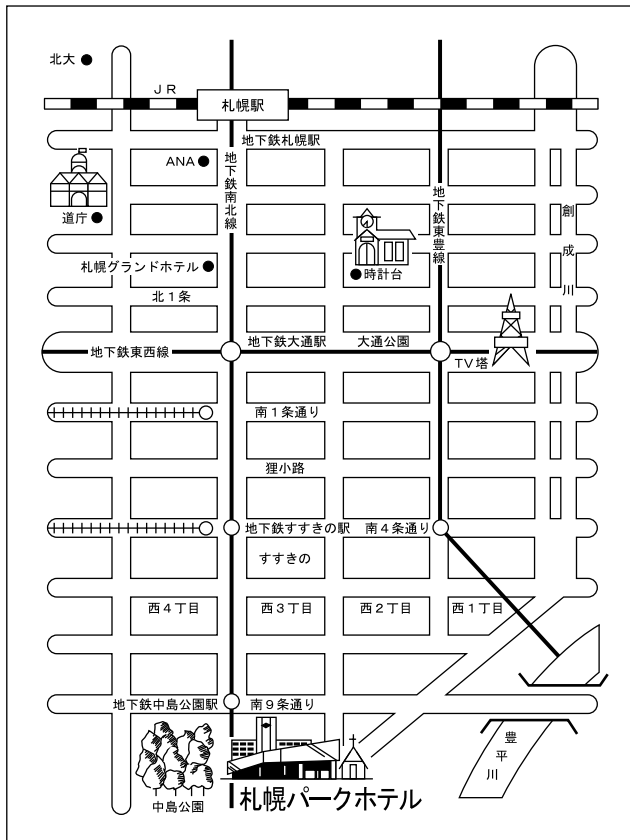








# 株主総会会場ご案内図



会 場 札幌パークホテル3階パークホール  
札幌市中央区南十条西三丁目1番1号  
電話 011-511-3131

・地下鉄 南北線 中島公園駅より徒歩1分

証券コード 9948